

届出と証明

届出と証明

町民課 Tel.0254-27-1952

戸籍に関する届け出

戸籍は、個人の身分関係（出生・婚姻など）を公簿上明らかにしておくもので、夫婦や親子などの関係を公証する大切なものです。その届出の方法などは、次のとおりです。

こんなときは	下記の届け出を	いつまでに	持参するもの（詳しくはお問い合わせください）
子どもが生まれたとき	出生届	生まれた日から 14日以内（生まれた日を含む）	・出生届書（医師、助産婦の証明済みのもの） ※出生届書の用紙は各産院に備えてあります。 ・届出人（父または母）の印鑑 ・母子健康手帳 ・健康保険証 ・振込先がわかるもの（通帳など）
家族が死亡したとき	死亡届	死亡した日から 7日以内	・死亡届書 ・印鑑 ※以下は該当するもののみ ・国民健康保険証（国保） ・後期高齢者医療保険証（後期高齢） ・印鑑登録証（手帳） ・年金証書 など
結婚するとき	婚姻届	届けた日から 効力を生ずる	・届書（証人2人の署名、押印のあるもの） ・届出人の印鑑 ・戸籍謄本（聖籠町に本籍がない方のみ）
離婚するとき	離婚届		
離婚後も氏を変えたくないとき	離婚の際に称していた氏を称する届（戸籍法77条の2の届出）	離婚届と同時に離婚後3か月以内	・届書 ・届出人の印鑑 ・戸籍謄本（聖籠町に本籍がない方のみ）
養子縁組するとき	養子縁組届	届けた日から 効力を生ずる	・届出書（証人2人の署名、押印のあるもの） ・届出人（養親、養子または法定代理人）の印鑑 ・戸籍謄本（聖籠町に本籍がない方のみ） ・家庭裁判所の許可書（未成年の子を養子とするとき）
養子離縁するとき	養子離縁届		
本籍地を変更したいとき	転籍届	届けた日から 効力を生ずる	・届書 ・届出人の印鑑 ・戸籍謄本
婚姻届、離婚届などで本人の意思に基づかない届出がされるおそれがあるとき	不受理申出	届けた日から 効力を生ずる	・届書 ・届出人の印鑑

※届出は、休日・時間外でも宿直代行人（庁舎東口の宿直室に在室）が受け付けます。ただし、死亡届出以外の届出を休日・時間外に出す場合には、あらかじめ町民課にご相談ください。提出する人は、届出人以外でも構いません。

※婚姻・協議離婚・養子縁組・協議離縁の4種類の創設的届出（届出をすることにより、はじめて身分関係に変動を及ぼす届出）に際しては、戸籍の当事者や代理の方を問わず、届出を持参した人すべてについて本人であることの確認を行います。確認の方法は、運転免許証やパスポート、各種資格証明書など顔写真入りの官公署発行の身分証明書を提示していただきます。身分証明書をお持ちでない方や忘れた場合も届出をすることができますが、この場合は本人確認ができなかった届出人本人に対し届出があったことを郵便でお知らせします。（代理の方が届出をお持ちになった場合も郵便で当事者にお知らせします。）

住民異動に関する届出

転入届・転居届・転出届・世帯主変更届などをいいます。

これらの届出は、住居関係の証明、選挙人名簿の登録、学校の転入学、児童手当の受給、国民健康保険・国民年金の資格や給付、印鑑登録など、日常生活と密接な関係があります。

※届出の際には、本人確認書類（運転免許証など）をご持参ください。

こんなとき	下記の届出	いつ	届出人	持参するもの		
				国民健康保険証	転出証明書	個人番号カードまたは通知カード
聖籠町に転入したとき	転入届	転入の日から14日以内	本人または同一世帯員 ※それ以外の方が代理で届け出る場合、委任状が必要です。	○	○	○
町内で住所を移すとき	転居届	転居の日から14日以内		○		○
町外へ住所を移すとき	転出届	転出の日の前後14日以内		○	届出時交付	
世帯主を変更するとき	世帯主変更届	変更した日から14日以内		○		

戸籍や住民記録に関する証明

戸籍および住民票などの申請方法と手数料は以下のとおりです。

※すべての証明発行に際して本人確認書類（運転免許証、パスポート、個人番号カードなど）を提示いただき、本人確認をします。また、本人等ではなく代理人が来庁し交付を受ける場合、委任状が必要です。

種類	手数料	摘要
戸籍謄本・抄本	1通 450円	<ul style="list-style-type: none"> ・謄本は、戸籍に記載されている人（除籍された方も含む）全員分の写し。 ・抄本は、戸籍に記載されている人のうち必要とする方のみの分の写し。 ・除籍とは、全員が除かれた戸籍。原戸籍とは、法令で改正される前の戸籍。 ※戸籍に記載の本人等（配偶者、父母、子など直系親族）や正当な利害関係を有する人などが請求できます。
除籍謄本・抄本 原戸籍謄本・抄本	1通 750円	
戸籍記載事項証明書	1通 350円	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍原本に記載されている事項の証明。 ・申請のとき必要なもの①利用目的のわかる書類※使途により制限があります。
戸籍届出受理証明書	1通 350円	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍の届出が受理されたことの証明。 ※届出を聖籠町に提出した場合にのみ交付できます。※請求者には制限があります。
身分証明書	1通 200円	<ul style="list-style-type: none"> ・禁治産・準禁治産・破産の通知および後見登記の有無についての証明。 ・本籍が聖籠町にある人のみ交付できます。※請求者には制限があります。
戸籍の附票	1通 200円	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍に付随し、住所の履歴を証明するもの。 ・本籍が聖籠町にある期間の住所のみ証明できます。 ・本人のほか配偶者・父母・子など直系親族が請求できます。
住民票の写し	1通 200円	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯の全員または必要な人の住民票を写したもの。 ・本人または同一世帯員が請求できます。
広域住民票の写し	1通 300円	<ul style="list-style-type: none"> ・聖籠町以外に住所がある世帯の全員または必要な人の住民票を写したもの。 ・本籍は表示されません。 ・申請のとき必要なもの①写真付きの公的な身分証明書②請求者の印鑑
住民票の記載事項証明書	1通 200円	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票に記載されている事項を証明するもの。 ・申請のとき必要なもの①証明が必要な書類（ハガキなど）②請求者の印鑑 ・本人または同一世帯員に証明します。
住民票コード通知書	無料	<ul style="list-style-type: none"> ・国民一人ひとりについている番号（マイナンバーとは異なります）。 ・本人または同一世帯員が請求できます。
転出証明書	無料	<ul style="list-style-type: none"> ・聖籠町からほかの市区町村へ住所を移す際に必要です。 ・本人または同一世帯員が請求できます。
通知カードの再交付手数料	1通 500円	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバー（個人番号）を証明する書類 ・申請のときに必要なもの①申請者の印鑑②本人確認書類（運転免許証など写真付き公的身分証明書は1点、お持ちでない方は2点） ※通知カードは、平成27年11月より、すべての世帯あてに送付されています。 ※交付には、申請から概ね1か月程度かかります。お急ぎの場合は、マイナンバーの記載された住民票を取得してください。
個人番号カードの交付手数料	初回 無料	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバー（個人番号）を証明し、公的身分証明書としても利用可能な写真付カード ・初回申請は郵送もしくはオンライン（スマートフォン・パソコン）でできます。 ・申請書は通知カードについているほか役場町民課でもお渡しできます。 ※交付には、申請から概ね1か月程度かかります。
個人番号カードの再交付手数料	1通 800円	<ul style="list-style-type: none"> ・紛失による再交付は、役場町民課で受け付けます。 ・個人番号カードを紛失した場合は、役場町民課もしくはマイナンバー総合フリーダイヤル（TEL0120-95-0178）まで連絡し、利用一時停止の依頼をしてください。 ※交付には、申請から概ね1か月程度かかります。
電子証明書の再発行手数料	1件 200円	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットを利用した電子申請（e-Taxなど）を安全に行うための電子証明書 ・個人番号カードの再交付に伴う場合、手数料がかかります。

■戸籍、住民票、転出証明書の郵送請求

申請書（町ホームページにあります）に必要事項を記入し、本人確認書類の写し、手数料分の定額小為替、切手を貼付した返信用封筒などを同封して申請してください。請求できる人は上の一覧表のとおりです。

■電話予約による住民票の休日交付

開庁日の午前8時30分から午後5時15分までの間、電話で住民票の予約ができます。その際、氏名・住所・生年月日などを聞き取りします。予約した住民票は土曜日・日曜日の午前8時30分から午後5時15分までの時間帯に役場東口の宿直室でお受け取りください。その際、本人確認書類の提示が必要です。

印鑑登録

■登録できる人

聖籠町に住民登録のある人。

※15歳未満の人、成年被後見人はできません。

■登録できる印鑑

姓名、姓または名のみ、姓名の一部を組み合わせた印鑑。

登録できる印鑑はひとり一個です。ほかの人が登録しているものは登録できません。

大量生産の印など、登録できない印鑑もありますので、窓口にご確認ください。

■登録方法

印鑑登録をすると、印鑑登録証を発行します。

●本人が申請に来る場合

- ・登録する印鑑
- ・顔写真付きの公的身分証明書（運転免許証、パスポートなど）

以上をご持参のうえ、本人が窓口で申請してください。

印鑑登録証および印鑑登録証明書を即時交付できます。

●代理人が申請に来る場合

※この場合、印鑑登録証の即日発行はできません。

- ・本人の記入した委任状
- ・代理人の印鑑
- ・登録する印鑑

以上をご持参のうえ、窓口で申請してください。

本人あてに登録の意思を照会する文書を郵送します。回答書と印鑑を持参し、再度来庁して登録できます。

■印鑑登録証明書が必要なとき

- ・印鑑登録証
- ・本人確認書類
- ・1件200円

※登録印をお持ちいただいても、印鑑登録証の提示がなければ証明書は交付できません。

■印鑑登録証をなくしたとき

- ・本人確認書類
- ・登録している印鑑

以上をご持参のうえ、窓口で亡失届をしてください。

登録証が必要な場合は、再度印鑑登録をしていただきます。

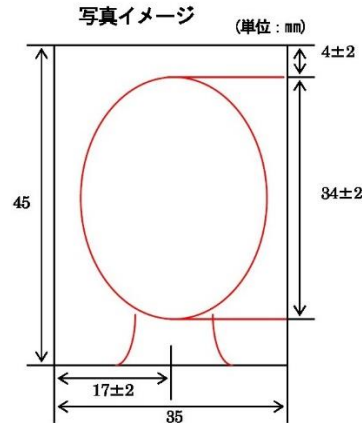


旅券（パスポート）申請

■申請できる人

聖籠町に現住所（住民登録）のある人。ただし、一時的に町内に居住する学生などが申請することもできます。

■申請に必要な書類



- ・戸籍謄本または抄本 1通
- ※有効期間内の旅券を切り替える場合で氏名・本籍（都道府県名）に変更のない方は省略できます。
- ・写真 1枚
- ※申請日前6か月以内に撮影されたもの。

※受理できない写真もありますので、パスポート用の写真を撮れる写真店での撮影をおすすめします。

・前回取得した旅券

有効期間内の旅券をお持ちの方は、有効旅券の提出がないと申請できません。

・20歳未満の方は、法定代理人の署名または同意書

・本人が確認できる書類

①1点必要なもの	運転免許証、有効な日本国旅券、失効旅券（有効期限から6か月以内のもの）、マイナンバーカード など	
②2点必要なもの ※イ+イまたはイ+ロの組み合わせのみ。 ロ+ロは不可です。	イ	健康保険証、国民年金証書（手帳）、厚生年金証書（手帳）、介護保険被保険者証、印鑑登録証明書と実印、母子健康手帳（小学生以下に限る）など
	ロ	次のうち写真のあるもの 学生証、失効旅券（有効期限から6か月を過ぎたもの）など

■旅券の交付

申請から交付までの日数は、原則として土日祝日を除いた10日間です。

旅券はご本人が受け取りにおいでください。受け取らずに6か月経過すると、旅券は失効します。

■旅券発行手数料（受け取るときに支払います）

種類	金額	収入印紙 (郵便局で購入)	新潟県収入証紙 (役場で購入)	合計
10年		14,000円	2,000円	16,000円
5年(12歳以上)		9,000円	2,000円	11,000円
5年(12歳未満)		4,000円	2,000円	6,000円
記載事項変更		4,000円	2,000円	6,000円